

令和 8 年 9 月 2 4 日

低濃度 PCB 含有機器の搬入及び豊中市伊丹市クリーンランドにおける対応について

令和 8 年 9 月 1 日、豊中市から排出された低濃度 P C B 含有機器が、不燃ごみとして豊中市伊丹市クリーンランド（以下、クリーンランドという。）の施設に搬入されました。クリーンランドでは、この事実を把握した 9 月 7 日に直ちに施設の不燃ごみ処理ラインを停止し、廃棄物処理法に基づく指導監督を行う豊中市環境指導課のもとで PCB 分析を実施しました。その結果、外部への影響は認められませんでした。

経過と今後の対応について次のとおりお知らせします。

1 事案の概要

令和 8 年 9 月 1 日、低濃度 P C B の含有が確認されていた高圧コンデンサ 1 台が、豊中市から不燃ごみとしてクリーンランドの再資源化施設である豊中伊丹スリー R ・センターに搬入されました。クリーンランドが連絡を受けたのは 9 月 7 日の 18 時 30 分であり、以後、不燃ごみ処理ラインの操業を停止しています。なお、場内を確認しましたが、現物を確認することはできませんでした。当該機器の絶縁油中の P C B 濃度は 0. 9 7 m g / k g です。

2 クリーンランドが講じた措置

- (1) 不燃ごみ処理ラインの停止
- (2) 排水処理設備の停止及び公共下水道への放流の停止
- (3) 豊中市環境指導課への報告（9 月 8 日）
- (4) 破砕により生じた鉄・アルミ等の出荷保留

3 分析の結果

豊中伊丹スリーＲ・センターからの汚染による影響を確認するため、以下の分析を行いました。

分析箇所及び対象物	基準値	定量下限値	結果
破砕金属刃	0.1 μ g /100c m ²	0.01 μ g /100c m ²	定量下限値未満
下水道放流前の処理水槽	0.003m g / L	0.0003m g / L	定量下限値未満
鉄くず	0.1 μ g/100 c m ²	0.01 μ g/100 c m ²	定量下限値未満
アルミくず	0.1 μ g/100 c m ²	0.01 μ g/100 c m ²	定量下限値未満
不燃ごみ	0.01 mg/kg	0.01 mg/kg	定量下限値未満
排水処理設備の脱水汚泥	0.01 mg/kg	0.01 mg/kg	0.77 mg/kg

(1) この結果が示すこと

今回の分析では、施設の入口である破砕設備、施設から外部へ出ていく搬出物、そして公共下水道へ向かう処理水のいずれからも検出されず、排水処理設備の脱水汚泥からのみ検出されました。

これは、搬入された機器に由来するＰＣＢが施設外へ出ることなく、排水処理設備において分離・捕捉されたことを示すものであります。

以上により、豊中伊丹スリーＲ・センターから外部への影響はないと判断します。

(2) 検出された汚泥について

脱水汚泥から検出された値は、ＰＣＢ特別措置法上の判断基準である 0.01 m g / k g を超えるため、低濃度ＰＣＢ廃棄物に該当いたします。当該汚泥は施設内に保管しており、外部へ搬出しておりません。

4 今後の対応

- (1) 脱水汚泥は、特別管理産業廃棄物として法令に従い適正に処理します。
- (2) 排水処理設備（油水分離槽等）の追加分析を行い結果に基づき適正に処理します。あわせて洗浄作業を行います。
- (3) 処理水槽内の水は産業廃棄物として適正に処理を行います。
- (4) 上記(1)～(3)の対応が終了するまでの間、公共下水道への放流を引続き停止します。
- (5) 引続き関係機関、施設との協議のうえ、対応します。

※ 令和８年９月２２日（火）より不燃ごみ処理ラインの運転を再開。

5 再発防止

- ・当廃棄物を廃棄した事業所及び搬入した事業者に対して、適正な廃棄物の分別・搬出の指導を行います。
- ・当廃棄物を搬入した許可業者に対し、収集時における廃棄物の確認を徹底します。
- ・クリーンランドで実施している搬入物の展開検査について、検査回数を増やすなど不適正搬入防止対策を強化します。
- ・不適正搬入防止のため受入供給ラインに検知システム等の検査機を設置します。
- ・許可業者を対象に例年実施している本施設の使用承認に係る講習において、今般の事案について許可業者と共有し、廃棄物の適正搬入について改めて周知徹底を行います。

【お問い合わせ先】

豊中市伊丹市クリーンランド

再資源・搬入課 担当：大岩根・松本

電話 06-6841-5394